

毒物劇物取扱者試験案内

長崎県福祉保健部薬務行政室

令和5年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

1. 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

令和5年8月1日(火) 午前10時から正午まで

- * 試験当日の気象状況により試験開始を遅らせることがある。
- * 試験が遅延開始した場合でも午前11時以降の入室は認めない。
- * 試験開始後、30分以上遅刻した場合には受験を認めない。

(2) 試験の場所

長崎県市町村会館(長崎市栄町4-9) (別紙の案内図を参照のこと)

- * 大型台風等の災害により試験を実施することができない場合は、令和5年8月15日(火)に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、①長崎県庁(長崎市尾上町3-1)とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。

2. 試験の種別

試験の種別により、扱える毒物及び劇物が異なる。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験 (毒物又は劇物の全品目)
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験 (農業用の毒物又は劇物のみ)
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験 (特定品目の毒物又は劇物のみ)

- * 筆記試験及び実地試験を行う。なお、実地試験は実物鑑定ではなく、記述式により行う。

3. 受験資格

特に制限はない。ただし、次の者は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

- * 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4. 受験手続

(1) 提出書類(アからウまでは所定の様式による。)

ア 受験願書 : 1部

イ 履歴書 : 1部

ウ 写真票 : 1部

- * 写真は縦4cm×横3cm、正面で、無帽、上半身、受験願書提出前6か月以内に撮影したものとす。裏面に氏名、生年月日を記入し、写真票に貼付のこと。

エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本 : 1部(本籍を記載しているものに限る。)

(2) 受験手数料

10,500円 (長崎県収入証紙は願書に貼付のこと)

※原則、申請後の手数料は返還しません。

(3) 願書配布場所及び配布期間

長崎県福祉保健部薬務行政室 又は 県立保健所にて5月中旬から6月下旬まで

* 長崎県庁ホームページからダウンロードすることができます。

(4) 願書提出期間

令和5年6月5日(月)から令和5年6月16日(金)まで

(郵送の場合は6月16日消印有効)

(5) 願書提出先

長崎市、佐世保市及び県外に居住する受験者 : 長崎県福祉保健部薬務行政室

その他に居住する受験者 : 最寄りの県立保健所

5. 受験票

受験票は受験者に郵送する。試験日の1週間前になっても受験票が届かない場合は、長崎県福祉保健部薬務行政室へ問い合わせること。

6. 合格発表

(1) 令和5年9月1日(金)午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者あて合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

* 試験を令和5年8月15日(火)に延期した場合は、令和5年9月15日(金)に発表する。

7. その他

(1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名(外国籍を有する者は国名)のみ記載すること。

(2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記載すること。

(3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを○で囲むこと。

(4) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒(角2型、A4サイズが入る大きさ)に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

* 請求先 長崎県福祉保健部薬務行政室 又は 県立保健所(下記の問合せ先参照)

* (参考) 請求部数が1部の場合は120円 2部の場合は140円

(5) 試験についての問合せ先

名称	郵便番号	所在地	電話番号
薬務行政室	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2469
西彼保健所	852-8061	長崎市滑石1-9-5	095-856-0693
県央保健所	854-0081	諫早市栄田町26-49	0957-26-3305
県南保健所	855-0043	島原市新田町347-9	0957-62-3288
県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933
五島保健所	853-0007	五島市福江町7-2	0959-72-3125
上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121
壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷224	0920-52-0166